

令和8年8月5日

馬淵建設株式会社

代表取締役社長 馬淵 圭雄 殿

(仮称) ガーラ・レジデンス洋光台新築工事に関する アスベスト解体資料に係る虚偽説明に対する質問

(仮称) ガーラ・レジデンス洋光台計画

近隣及び周辺住民(14家族)

まとめ役 ○○ ○○

前略 貴社、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、昨日、近隣住民のところにアポ無し訪問を、営業課長、作業所長及び工事課長の3名にて実施したとの報告を受けました。たまたま、在宅されていた住民1名の方が、挨拶を受けたうえで、「擁壁解体工事に伴うアスベスト除去工事について」との書面を受領しました。その際、住民の方は、極々基本的な質問のみを、幾つか行いました(質問と貴殿等の回答の詳細は、「青空を渡さない会」のホームページに掲載済み)。

近隣住民相互間で情報・意見交換したうえで、下記の質問を行いますので、工事着工日前日(8月16日)までに、書面にて回答願います。

記

【質問1】アスベスト除去工事を行う専門工事業者について

昨日の「何故、説明にアスベスト除去工事を行う専門工事会社を帯同していないのか？」との住民の問いに対し、「アスベスト除去工事を行う専門工事会社は、内定はしているが、正式決定に至っていないので、帯同してこなかった。」と営業課長と作業所長が回答した。

しかしながら、正式に9月1日からアスベスト除去工事を行うと作業所長が住民に説明していることから、当該工事の着工まで1か月を切った段階で、正式決定(契約)に至っていないことは、ゼネコンでの勤務経験がある当職にとって、信じ難いことである。

また、説明会(7/8)の際に、住民が「アスベスト除去工事を行う専門工事会社の名前を教えて欲しい。」と尋ねたところ、作業所長は「分かりました。」と回答し、その後、一切の回答が無い。

アスベスト除去工事を行う専門工事会社の社名、住所及び除去工事に係る許可番号などを開示されたい。

【質問2】道路占用許可の取得について

昨日、住民に配布したアスベスト除去工事の作業図において、外周部の市道を占用

した仮囲いの設置の仮設図になっていることから、対応した住民が「道路占用許可書は取っていますか？」と素朴に質問したことに対し、作業所長及び工事課長が口を揃えて、「土木事務所から、許可書を取っています。」と回答した。

そのやり取りを聞き及んだ当職が、昨日の夕方に磯子土木事務所に架電し、「当該工事現場の道路占用許可書を、土木事務所として既に出しているのか？」と尋ねたら、担当者から「図面の修正を経て、漸く昨日(8/3)に、道路占用許可申請書が提出されたばかりで、許可には至っていません。」との明快な回答があった。

何故、応対した住民の質問に対し、虚偽の回答をしたのか？その理由と虚偽の説明を行ったことに対する建築本部長による謝罪を求める。

※ 本日、馬淵建設が磯子土木事務所に提出した「道路占用許可申請書」に関し、当職が横浜市長に対し「開示請求」を行ったことを申し添える。

【質問3】洋光台第一小学校への説明について

7月8日開催の説明会に参加した際に、住民がアスベスト除去作業時の仮設図を見ながら、「この図面では、道路わきの側溝の上に外周部の仮囲いを立てることになっており、その結果、通学路として使用しているガーレールと仮囲いの間の幅が40センチ余りになり、児童や住民がすれ違えないが？」と指摘したところ、作業所長は、「現地を見ていなかったもので、本日、初めて知りました。」と回答した。

また、説明会開催時に、作業所長は「通学路の安全対策に対し、6月29日に第一小学校に説明に行き、理解を頂いています。」とも回答した。

そうすると、通学路として使用しているガードレールの中を、児童らがすれ違えないことを知らなかったままで、作業所長は6月29日に第一小学校に出向いて説明したことになる。ところが、昨日、対応した住民が、再度同様な質問を行ったところ、「小学校訪問時に、仮囲いが建つことにより、ガードレールとの間が40センチ余りになることを具体的に説明し、理解を得ている。」と作業所長及び工事課長からの回答があった。

そうすると、説明会開催以後に、作業所長らが第一小学校に再度出向いて、「仮囲いとガードレールの幅が40センチ余りになること」を説明し、理解を得たことになるが、①説明会開催日以降に具体的に第一小学校に出向いた日時、②第一小学校の誰に(役職名で良い)説明し、③すれ違えないことに対し、馬淵建設がどのような安全対策を行うことで理解を得たのか、具体的に回答されたい。

なお、馬淵建設の通学路への安全対策は、「誘導員をつけて対応します。」とのことであるが、誘導員はどの箇所に何人配置するのか？学童は何处を歩かせるのか？住人は、ガードレール中では、すれ違えない中、どう扱うのか？について具体的に回答されたい。

以上

注) 本書簡は、個人情報保護をうえて、「青空を渡さない会」のホームページに掲載する。また、貴社からの本件に係る回答書についても同様な扱いとする。